

あなたのマスクを再チェック

国家検定合格の電動ファン付き防じんマスク



主催 一般社団法人 日本建設業連合会 後援 厚生労働省・国土交通省

平成27年度トンネル建設工事

粉じん障害防止対策推進強化月間

10月1日▶10月31日

トンネル建設工事の 粉じん障害防止について

厚生労働省より、すい道等建設工事における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん障害防止規則が改正され、平成 20 年 3 月に施行されました。これに伴い、「すい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（H20 年 3 月）」の一部見直し、また、「第 8 次粉じん障害防止総合対策（H25 年度～H29 年度）」が策定され、粉じん障害防止対策の重点的推進、特に、粉じん発生源対策、効果的な換気の実施、粉じん濃度等の測定、電動ファン付き呼吸用保護具等の常時使用などが明記されています。なお、同規則は、平成 24 年 4 月にも一部改正が行なわれています。

これらの粉じん障害防止対策を効果的に推進するため、日本建設業連合会（日建連）では、毎年 10 月を「トンネル建設工事 粉じん障害防止対策推進強化月間」と定め、厚生労働省、国土交通省の後援を得て、会員企業のすべてのトンネル作業所を対象に「なくせ、じん肺」のスローガンのもと、啓発ポスター、リーフレットの作成・配布および現場パトロールの実施など、じん肺の発生・進行を防止する活動を行い、着実な成果をあげてきています。

18 回目を迎える本年は、「**あなたのマスクを再チェック 国家検定合格の電動ファン付き防じんマスク**」をキャッチコピーに掲げ、トンネル建設工事で働くすべての方々がじん肺症に罹患しないよう、計画段階から施工面・設備面の工夫・改善により、粉じん低減対策措置の一層の徹底を図るため下記の普及活動を推進します。

平成 27 年度トンネル建設工事 「粉じん障害防止対策推進強化月間」 の実施について

1. 活動実施期間 平成 27 年 10 月 1 日～10 月 31 日
2. 活動対象範囲 会員会社の店社・トンネル作業所および当該工事の関係官庁等
3. 活動実施内容

1) 日建連の実施内容

- ・会員会社宛てに、「粉じん障害防止対策推進強化月間の実施について」の要請文書を発送し、関係先への周知を図る。
- ・本活動の「リーフレット」、「ポスター」を会員会社宛てに発送し、全トンネル作業所にて活動の実施を要請する。
- ・安全委員会委員等によるトンネル現場粉じん障害防止パトロールの実施および坑内粉じん障害防止対策について作業所職員等との意見交換を行う。
- ・関係発注機関ならびに労働基準監督署宛てに、本活動の「リーフレット」、「ポスター」を発送し、「ポスター」の掲示をお願いするとともに、パトロールを実施した作業所については、その結果と本活動の趣旨を訪問して説明、理解を得る。

2) 会員会社の実施内容

- ・店社は日建連からの本活動要請に基づき、送付された「リーフレット」、「ポスター」等を関係作業所に配布するとともに、粉じん障害防止パトロール等により活動の周知徹底、関係者の意識の高揚を図る。
- ・関係作業所は、改正ガイドライン等を順守するとともに、配付された「リーフレット」、「ポスター」、「坑内粉じん障害防止自主点検表」等を活用し、粉じん障害防止の自主的な活動を実施する。

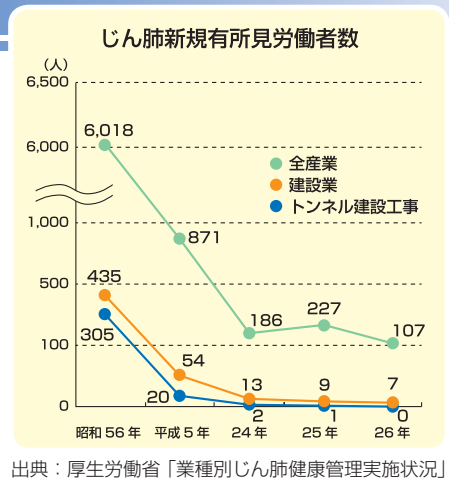
以上

粉じん障害防止対策の必要性

「じん肺」とは、粉じんを長い年月にわたって多量に吸入することにより、肺組織が線維増殖性変化を起こし、心肺機能の低下を起こす状態をいいます。

粉じん職場を離職しても、肺内に粉じんが存在する限り、肺の線維増殖性変化等は進行し続けるといわれており、現在のところ有効な治療方法が確立されていません。このように恐ろしい「じん肺」を根絶させるため、従前から官民一体となって粉じん障害防止対策に取り組んできた結果、右図に示すとおり、トンネル建設工事におけるじん肺の新規有所見労働者の発生数は、昭和56年には305人でしたが、現在では大幅に減少しております。

これからもより一層の粉じん対策の充実を図り、じん肺に罹患するリスクの低減に努めることが不可欠であり、併せてじん肺特殊健康診断の適切な受診も重要です。

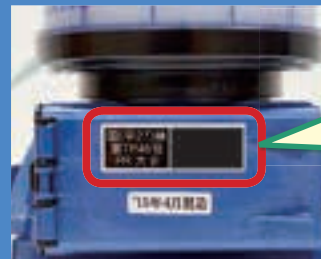


「電動ファン付き防じんマスク」は正しく使えていますか？

Q. 電動ファン付き防じんマスクは、JIS から国家検定へ規格改正されましたが、いつからでしょうか？

A. 2014年12月1日より施行されています。(厚生労働省 告示第455)

国家検定合格
標章は確認
しましたか？



国家検定合格品の
一覧は産業安全技術協会
のホームページで確認
できます。

トンネル建設工事で使用できない品番 (通常風量形) ※ 2014.12.1 以降	トンネル建設工事で使用できる 国家検定を取得している品番 (大風量形)
BL-50 シリーズ・ BL-1005 シリーズ (興研)	BL-300 シリーズ・BL-100 シリーズ・BL-200 シリーズ (興研)、 ST 271 シリーズ (谷沢製作所)

Q. マスクとバッテリーの寿命について

A. マスクの寿命について：使用状況によっても異なりますが、一般的には1年程度と考えています。

A. 電池の寿命について：使用状況によっても異なりますが、1～3年程度が交換の目安になります。

Q. 電動ファン付き防じんマスクは電池が切れると、どうなりますか？

A. 面体形電動ファン付き防じんマスクは電池が切れると、マスクの中の陽圧が下がり粉じんの漏れこむ恐れがあるため、きちんと充電の確認をしましょう。

充電よし!!



“ウインツ ウインツ”
という使用中のリズミカル
な送風でバッテリー交換を
合図する製品の例です。



その他、
インジゲーターのランプ
でバッテリーの電圧低下
を知らせる製品もあり
ます。

バッテリー交換時期をお知らせする
機能が付いている製品が便利です



電動ファン付き防じんマスクは、満充電の状態で使用しましょう。
作業中にバッテリーが切れたら、速やかに予備バッテリーに交換しましょう。

Q. 電動ファン付き防じんマスクはフィルターが詰まると、どうなりますか？

A. 電動ファン付き防じんマスクはフィルターが詰まると、マスクの中が陽圧でなくなり粉じんの漏れこむ恐れがあります。

製品の取扱説明書に従いフィルター交換を行いましょう



“ビーーーー”

という使用中の一定量の連続した送風でフィルター交換の合図する製品の例です。

その他、ランプの点滅で、フィルターの交換時期を知らせる製品もあります。

フィルター交換時期をお知らせする機能が付いている製品が便利です



フィルターは、製品の取扱説明書に従って交換しましょう。また所定の時間内であってもフィルターが詰まったら速やかに新しいフィルターに交換しましょう。

～国家検定合格品のマスク本体には「国家検定合格品のフィルター」を取り付けましょう～

		フィルター	
		JIS 適合品	国家検定合格品
マスク本体	JIS 適合品	使用可能	使用可能
	国家検定合格品	使用不可 (注)	使用可能

国家検定合格標章の例

国(平26)検
第TP1号
PR 通 A

(注) フィルターに国家検定合格標章の貼ってあるものを使用しましょう

『2014年12月1日前に製造された通常風量形を除く JIS 適合品については、今まで通り現場で使用できます。ただし、改正法の施工後は国家検定合格品を使用することが望ましい。』

※改正法（平成26年6月25日法律第82号）附則の経過措置より

表紙の現場の粉じん障害防止対策



粉じん安全衛生教育



伸縮風管



移動式電気集じん機



エアシャワー

岐阜県大垣市を起点とし、福井県越前町を終点とする国道417号線の中で、冠山峠付近は林道冠山線を代替路として利用されております。この区間は、狭隘で冬期通行止めとなる等の課題があり、これらを解消する目的で冠山峠道路が計画されております。このうち本工事は延長4,834mの2号トンネルを福井県側から2,500m施工するものであります。

当作業所では、粉じん低減剤を使用した発生源対策をはじめとして、発生粉じんの除去効率の高い伸縮風管を使用した吸引捕集方式の採用、超低騒音型大型送風機の採用等により坑内全域の作業環境の改善に取り組んでおります。また、坑内作業員全員が電動ファン付き呼吸用保護具を着用するとともに、エアシャワールームを設置し付着粉じんの除去を行っております。

今後とも、より良い職場環境を目指して創意工夫をしていきたいと考えています。



株式会社 竹中土木
冠山峠道路第2トンネル工事
作業所長 澤 徹
(所在地 福井県今立郡池田町)

坑内粉じん障害防止自主点検表

点 検 日 平 成 年 月 日

会 社 名				工 事 概 要	トンネル延長：	m
作業所名					掘 削 断 面：	m ²
作業所長					工 法：	
工 期	～				用 途：	
工事場所				当 日 の 作 業		
発 注 者						
進捗状況		%	掘進延長			
点 検 者						

粉 じ ん 対 策						
区分	No.	項 目	点 検 細 目	結果	備 考	
計 画	1	計 画 の 策 定	次の事項を内容とする施工計画を策定しているか。 ①粉じん濃度目標レベルの値、②粉じん発散を防止抑制するための粉じん発生源に係る措置、③換気装置および集じん装置等による換気の実施、④粉じん濃度の測定、⑤防じんマスクの使用、⑥労働衛生教育の実施、⑦その他必要な事項			
	2	掘 削 作 業	削孔・掘削作業は、湿式型または同等以上の措置を講じているか。			
発 生 源 対 策	3	発 破 作 業	雷管取扱作業従事者には、漏電等による爆発を防止するため、電動ファン付き呼吸用保護具以外の安衛法上の型式検定に合格した防じんマスクを使用させているか。 ただし、電動ファンを停止しても型式検定に合格した防じんマスクと同等以上の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させている場合は、雷管取扱作業を開始する前に、漏電等による爆発のおそれのない場所で、当該電動ファン付き呼吸用保護具の電池を取り外し保管したうえで、当該作業に従事させているか。【H20. 2.26 基発 0226007 号】 発破作業後の粉じん濃度測定結果に基づき、待避時間は適切に設定され、粉じん濃度が低減するまで立入らないことを徹底しているか。【粉じん則 24 条の2】			
	4	ずり積・運搬作業	ずり積みおよび運搬作業は、土石を湿潤な状態に保つか、または同等の措置を講じているか。 ずり運搬経路に、散水が適切に行われているか。 過積載の禁止、走行速度を抑制しているか。 重機・トラック等エンジンの排気ガス浄化装置は付けているか。			
	5	吹 付 け 作 業	湿式型吹付け機の使用または同等以上の措置を講じているか。 (同等以上の措置のとき：) 必要により粉じん抑制剤を使用しているか。 (抑制剤を使用しているときの材料名：) 吹付け作業は、ノズルと吹付け面の距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準に基づいて行われているか。			
	6	送 気 フ ァ ン の 設 置 場 所	送気用コントラファンの設置位置は適切か。【粉じん則 6 条の2 以下No.7～9 同】 (送気風量： m ³ /min)			
	7	風 管	送気用風管吐出口は、切羽より当該風管直径の 30 倍以内の距離に設置されているか。 (管径φ： mm) 排気用吐出口は、坑口より当該風管直径の 10 倍以上の距離に設置されているか。 (管径φ： mm) 排気式の場合、局所換気の吹出し口は切羽から、5De（トンネルの等価直径）または 30 m 以内か。 風管に漏風箇所はないか。 風管吐出口は、しっかり固定されているか。			
	8	排 気 フ ァ ン の 設 置 場 所	排気用ファンの設置位置は適切か。局所換気ファンまたは集じん機は、排気ファンとの間隔を 30～50 m としているか。 (排気風量： m ³ /min)			
	9	集 じ ん 機	集じん装置は、発散した粉じんを速やかに集じんできる位置に設置しているか。 (最大処理風量： m ³ /min)			
	保 護 具 等	10	防 じ ん マ ス ク	動力を用いて掘削する場所における作業および積み込み、または積み卸す場所における作業ならびにコンクリート等を吹付ける場所における作業に従事する労働者には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させているか。【粉じん則 27 条】 上記以外では、作業の種類に係らず労働者全員が防じんマスクを使用しているか。 国家検定に合格した電動ファン付き防じんマスクを使用させているか。 「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの保守管理ならびに適正な使用について指導・監視等の職務を行わせているか。 フィルターの交換基準は定められているか。 防じんマスクの支給およびフィルターの交換は、管理台帳に記入されているか。 防じんマスクは、常時有効かつ清潔に保持されているか。 防じんマスクの適正な使用に関する教育は行われているか。		
		11	休 憩 室 等	休憩時の対策として休憩室の設置等がなされているか。		

